

資産除去債務の課題 ～見積りの変更～

概要

資産除去債務に関する会計基準導入後の課題は、「**見積りの変更**」といわれています。仮定に仮定を重ねて、無理やり計算している感があるため、当然といえば当然かもしれません。「どのタイミングで見直せばいいのか判断が難しい」という現場の声もあります。3月決算会社で、適用初年度において見積りの変更を開示した事例をご紹介します。

本文

資産除去債務に関する会計基準が導入された後は、建物等の新規取得や賃貸契約の締結などによる新たな資産除去債務の認識だけではなく、**適用初年度に計上した資産除去債務に関してもモニタリング**していく必要があります。

会計上は、「割引前の将来キャッシュ・フローに重要な見積りの変更が生じた場合の当該見積りの変更による調整額は、資産除去債務の帳簿価額及び関連する有形固定資産の帳簿価額に加減して処理する。」(資産除去債務会計基準第10項)こととなります。

平成23年3月期に開示された事例の中から、抜粋しました。

【会社名1】

セイコーホールディングス

【対象】

アスベスト除去費用等

【変更理由】

資産の除去時において必要とされる除去費用が、当該資産除去債務の計上時点における見積額を下回る見込みであることが明らかになったため。

【影響額】

資産除去債務残高が160百万円減少

【会社名2】

住金物産

【対象】

原状回復費用

【変更理由】

一部の連結子会社における店舗等の退去時に必要とされる原状回復費用の見積りを変更したため。

【影響額】

資産除去債務残高が49百万円増加

【会社名3】

テルモ

【対象】

除去費用

【変更理由】

資産の除去時点において必要とされる除去費用が、見積精度の向上により期首時点における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったため。

【影響額】

記載なし

【会社名4】

丸文

【対象】

原状回復費用

【変更理由】

賃貸契約している事務所の一部解約を決定したため。

【影響額】

営業利益が7百万円減少

【会社名5】

JP ホールディングス

【対象】

除去費用

【変更理由】

使用見込期間の見積りを変更したため。

【影響額】

記載なし